



® 平成 29 年 8 月 7 日 (月)

No. 14502 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

《知的財産高等裁判所》

審決取消請求事件

(発明の名称を「入退室管理システム」とする特許の無効審決取消訴訟) [上] (全2回)

—平成28年(行ケ)第10061号、平成29年4月12日判決言渡—

事案の概要

被告は、発明の名称を「入退室管理システム、受信器および入退室管理方法」(特許の訂正前は「動態管理システム、受信器および動態管理方法」)とする特許第4763982号の特許権者である。

原告は、平成27年1月30日、特許庁に対し無効審判を請求した(無効2015-800019号事件)。

被告は平成27年11月11日、特許請求の範囲の訂正を請求した。

特許庁は、平成28年1月29日、訂正を認めた上で、請求不成立(特許維持)の審決をした。

争点は進歩性の判断の誤りであり、主張された取消事由は(1)引用発明の認定の誤り、(2)相違点

TH弁護士法人は、アクセス容易な新宿にオフィスを構える弁護士事務所です。

TH弁護士法人の集中分野の一つである知的財産法務を担当する弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

また、平成27年から参加費無料の高橋知財勉強会(原則月1回18時から20時まで。懇親会あり)を主催しており、随時ニュースレターを発行しております。

高橋知財勉強会への参加、ニュースレターの受領等を希望される方は、下記までご連絡下さい。



TH弁護士法人

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階

TEL 03-6911-2500

E-mail jun14dai@gmail.com

の認定の誤り、(3) 相違点に係る容易想到性の判断の誤りである。

判決は、審決の引用発明の認定には誤りはないが、相違点の認定に誤りがあり、この誤りが審決の結論に影響を及ぼすことは明らかであるとして、容易想到性の判断の誤りについて検討をすることなく、審決を取り消した。正しく相違点の認定をしたならば、特許無効の結論が導かれる可能性があるということである。

判決は、引用例における発明の目的の記載と整合するように引用例の記載内容を理解した上で、相違点を審決よりもゆるく認定した。その結果、相違点の構成を開示する他の引用例との組合せが可能となる余地が生じた。興味のある事案である。

なお、進歩性が争われる際に審決取消訴訟で主張される取消事由には、①発明の要旨認定の誤り、②引用発明の認定の誤り、③一致点・相違点の認定の誤り、④相違点についての判断の誤りなどがある。もっとも、これらが審決の結論に影響を及ぼすことを明らかにする必要がある。また、以上のような実体上の認定・判断の誤りの取消事由と併せて、⑤手続上の瑕疵（意見を述べる機会の不付与など）が取消事由として主張されることもある。本件では、③が問題となった。

付言すると、本件特許の有効・無効が争われた別の事件（知財高判平成25年 3 月28日、平成24年（行ケ）第10280号）がある。別事件では、共同出願（特許法38条）違反が争われ、請求不成立（特許維持）とした審決の判断が是認されている。

本件訂正発明

本件で問題となった訂正後の発明のうち、請求項1に係る発明（本件発明1）は、次のとおりである（他の請求項は、請求項1の従属発明）。

「【請求項1】 出入口の一方側である第1の位置に設けられ、第1特性を有し、IDタグを起動するトリガ信号を出力する、第1トリガ信号発信器と、／前記出入口の他方側である第2の位置に設けられ、前記第1と異なる第2特性を有するトリガ信号を出力する、第2トリガ信号発信器とを含み、／前記第1および第2トリガ信号発信器からのトリガ信号に応答して、ID番号を出力するIDタグとを含み、／前記IDタグは、受信したトリガ信号を特定する情報とともに前記ID番号を出力し、／前記IDタグが出力した、トリガ信号を特定する情報およびID番号を受信する受信器とを含む、入退室管理システム。」

引用発明

問題となった引用発明（本願の出願前に公知となった刊行物）は、次のとおりである。

① 刊行物1：特公平5-35935号公報

② 刊行物2：特開2004-94891号公報

③ 刊行物3：特開平8-57104号公報

本件特許の明細書の記載（抜粋）

本件特許の明細書には、図面とともに、次の記載がある。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

この発明は、入退室管理等に用いられる、動態管理システム、それに用いられる受信器、および動態管理方法に関し、特に複数の人の動向を容易に知ることができる、動態管理システム、それに用いられる受信器、および動態管理方法に関する。

【背景技術】

【0002】

従来の入退室管理システムが、たとえば、特開2003-178381号公報（特許文献1）に開示されている。同公報によれば、入退室監視システムは、分離して設けられた2つのアンテナを有し、2つのアンテナを切換えて、受信期間内に応答信号があるか否かを判断して、タグの特定と、移動方向を検出している。

【特許文献1】 特開2003-178381号公報（段落番号0009等）

【発明の開示】